

企業局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第28号

企業局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

企業局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則（昭和43年岩手県規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職)</p> <p>第2条 法第39条第2項に規定する職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本庁の経営総務室長、総括課長、特命参事、課長、主幹、技術主幹<u>及び</u>担当課長</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(職)</p> <p>第2条 法第39条第2項に規定する職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本庁の経営総務室長、総括課長、特命参事、課長、主幹、技術主幹、<u>担当課長及び特命課長</u></p> <p>(3) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。